

## 医療費助成事業に係る月遅れ分の請求方法について

平成28年3月診療分（4月提出分）から、被用者保険の受給者に係る医療費助成事業について、支払基金神奈川支部に被用者保険との併用レセプトにて提出することとなり、現行の国保連合会提出用の専用紙レセプトは平成28年2月診療分（3月提出分）をもって廃止となります。

つきましては、平成28年2月診療（調剤）分以前の対象レセプトについては、平成28年3月10日までに国保連合会提出用の専用紙レセプトにより国保連合会に提出されますようお願いいたします。

なお、平成28年3月10日までに国保連合会へ提出できなかった医療費助成対象レセプトを、平成28年4月以降に請求される場合は、次の点にご留意の上、支払基金神奈川支部へ提出いただきますようお願いいたします。

平成28年2月診療分以前の請求について、被用者保険及び医療費助成事業がともに月遅れの場合

被用者保険と医療費助成事業の併用レセプトで請求して下さい。

被用者保険は既に請求済みであるが、医療費助成事業が未請求である場合

被用者保険レセプトの取下げ依頼（再審査等請求書）を支払基金神奈川支部に提出し、レセプトが返戻された後に併用レセプトで再請求して下さい。

医療費助成事業は既に請求済みであるが、被用者保険が未請求である場合

被用者保険単独レセプトで請求して下さい。

既に請求済みの平成28年2月診療分以前の医療費助成事業について、訂正（取下げ）等が必要な場合は、直接各自治体にお問い合わせ下さい。

### 【参考】

事業名	公費負担者番号
重度（心身）障害者医療費助成事業	80.14.x x x.x
小児医療費助成事業	81.14.x x x.x
ひとり親家庭等医療費助成事業	85.14.x x x.x
小児ぜん息患者医療費支給事業 （川崎市内の医療機関等に限る）	88.14.500.8
成人ぜん息患者医療費助成事業 （川崎市内の医療機関等に限る）	89.14.500.7

# 医療費助成事業に係る月遅れ分の請求方法について（イメージ）

